

## 介護予防支援・第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている介護予防支援等の業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「八尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び、「八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則」の規定に基づき、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

### 1 介護予防支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 寿光会
代表者氏名	理事長 森田 浩稔
所在地 (連絡先)	大阪府八尾市神宮寺1丁目154番地 電話番号(072)943-3602 F A X 番号(072)943-3606
法人設立年月日	昭和53年2月22日

### 2 ご利用者への介護予防支援提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	八尾市地域包括支援センター楽寿
介護保険 指定事業者番号	2705500144
事業所所在地	八尾市神宮寺1丁目154番地
連絡先 相談担当者名	電話番号 (072)920 - 3612 F A X 番号(072)948 - 3130 担当者 安藤 良二
事業所の通常の 事業実施地域	八尾市第3圏域（志紀中学校区）

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要支援状態の悪化の防止に資するため、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、介護予防ケアプランを作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営方針	1 利用者が要支援状態になった場合においても、状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮したものとします。

運営方針	<p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等との連携に努めます。</p>
------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜（祝日を含む）ただし 12/31～1/3 は休日
営業時間	9：00～18：00

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	安藤 良二
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人員数
管理者	従業者及び業務の一元的な管理、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う 等	常勤 1 人 主任介護支援 専門員 兼務
主任介護支援専門員	地域での包括的ケアマネジメント支援業務（ケアマネジャー支援）等	常勤 1 人 管理者 兼務
社会福祉士	高齢者の総合相談業務、権利擁護業務等	常勤 1 人
看護師	介護予防ケアマネジメント・ケアプラン作成業務等	常勤 1 人

3 介護予防支援の内容、利用料について

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1 ヶ月あたりの料金	1 ヶ月あたりの利用料（介護保険適用の場合は利用者負担）
①介護予防サービス計画の作成	契約書別紙の「介護予防支援等業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、介護予防支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	初回の利用月 7,821 円	1 ヶ月あたりの利用料（介護保険適用の場合は利用者負担） 介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます。）
②介護予防サービス事業者等との連絡調整			2 ヶ月目以降の利用月 4,611 円	
③サービス実施状況把握、評価				

④利用者状況の把握			小規模多機能型居宅介護事業所に連携した月	
⑤給付管理			上記に 3,210	
⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助			円を加算	
⑦相談業務				

※ただし、保険料滞納により、支払い方法の変更処分を受けている場合については、いったん利用料を事業者を支払う必要があります。お支払いの後、地域包括支援センターが発行する領収書と介護予防支援サービス提供証明書を添えて、市の窓口で支給申請を行ってください。

※今後、介護予防支援の「1ヵ月あたりの料金」は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）の改正により変更となることがあります。

#### 4 その他の費用について

交 通 費	(運営規程記載内容の概要) 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-------	--

#### 5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

担当者等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
おおむね3ヶ月に1回程度

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、計画作成担当者または計画原案作成等の委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

#### 6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月5日までに利用者あてお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
②利用料、その他の費用の支払い	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の方法によりお支払ください。 (ア) 現金による支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払分をお支払いいただくこととなります。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

8 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

<p>虐待防止に関する責任者</p>	<p>管理者 安藤 良二</p>
--------------------	------------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 緊急避難対応として、併設の事業所、ショートステイ楽寿で緊急受入体制をとります。

## 9 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	対人・対物賠償、人格権侵害賠償、身体・財物の損壊を伴わない経済的損失賠償等

## 10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 その他

利用者は介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、介護予防ケアプランに位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 12 介護予防支援業務に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した介護予防支援等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

八尾地域密着型高齢者施設苦情解決委員会規程に基づき対応いたします。

### (2) 苦情申立の窓口

【センターの窓口】 八尾市地域包括支援センター 楽寿	所在地 八尾市神宮寺1丁目154番地 電話番号 072-920-3612 FAX番号 072-948-3130 受付時間 9:00~18:00
【市町村の窓口】 八尾市地域包括支援センター	所在地 八尾市本町1丁目1番1号 電話番号 (072)924-3973 FAX番号(072)924-3981 受付時間 午前8時45分~午後5時15分

【市町村の窓口】 八尾市地域福祉部高齢介護課	所在地 八尾市本町1丁目1番1号 電話番号 (072)924-9360 FAX番号(072)924-1005 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 電話番号 (06)6949-5418 FAX番号(06)6949-5417 受付時間 午前9時～午後5時

1.3 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の 説明年月日	年 月 日
---------------------	-------

上記内容について、「八尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の条例に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	八尾市神宮寺1丁目154番地
	法人名	社会福祉法人 寿光会
	代表者	理事長 森田 浩稔
	事業所名	八尾市地域包括支援センター 楽寿
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
	代筆者	(続柄) 印

代理人	住所	
	氏名	印